

## 警察における取調べの実情について

### 第1 調査方法

#### 1 一般事件の被疑者の取調べ（第2参照）

一般事件の被疑者の取調べを回数、時間等の観点から定量的に把握するため、調査対象警察署において検挙され、平成23年2月1日から同月28日までの1か月間に検察庁において終局処分等が行われた身柄事件（交通事件を除く。）の被疑者（397人）について、警察官による取調べの日数、時間及び回数を調査した。

（注1）調査対象警察署は、各都道府県警察の規模等を勘案して、警視庁、神奈川、静岡、京都、和歌山、岡山、香川及び熊本の8都府県警察から36警察署を選定した。

（注2）終局処分等とは、検察官による起訴又は不起訴の処分のほか、処分保留や少年事件における家庭裁判所への送致を含む。

（注3）この調査には、2に該当する捜査本部事件は含まれていない。

#### 2 捜査本部事件の被疑者の取調べ（第2参照）

捜査本部事件の被疑者の取調べを回数、時間等の観点から定量的に把握するため、全国警察において平成22年中に解決した捜査第一課に係る捜査本部事件の被疑者（86人）について、警察官による取調べの日数、時間及び回数を調査した。

#### 3 被疑者以外を含む全ての取調べ（第3参照）

全国警察で実施されている警察における取調べの回数、時間等を定量的に把握するため、調査対象警察署において捜査する事件（交通事件を除く。）に関し、平成23年2月1日から同月28日までの1か月間に、被疑者以外の者に対するものを含め、警察官による全ての取調べ（1に該当する取調べのほか、被害者等の参考人の取調べを含む。）の時間及び回数を調査した。

（注）調査対象警察署は、1の調査と同じである。

### 第2 一般事件及び捜査本部事件の被疑者の取調べの調査結果

#### 1 日数、時間及び回数

第1の1及び2の調査における被疑者の取調べの日数、時間及び回数の平均は図表1のとおりであり、被疑者の取調べの1日当たりの平均時間及び回数並びに1回当たりの平均時間は図表2のとおりである。

一般事件の平均取調べ日数は5.7日間、平均取調べ時間は15時間15分、平均取調べ回数は10.1回であった。1日当たりの平均取調べ時間は2時間41分、平均取調べ回数は1.8回、1回当たりの平均取調べ時間は1時間31分であった。

他方、捜査本部事件の平均取調べ日数は17.6日間、平均取調べ時間は65時間31分、平均取調べ回数は41.0回であった。1日当たりの平均取調べ時間は3時間43分、平

均取調べ回数は2.3回、1回当たりの平均取調べ時間は1時間36分であった。

これらの結果から、捜査本部事件は、一般事件と比べて、1回当たりの取調べ時間に大きな差はないものの、取調べの日数及び回数が多く、これに伴って取調べ時間が長くなっているものと考えられる。

【図表1】取調べの日数、時間及び回数

	取 調 べ 日 数		取 調 べ 時 間		取 調 べ 回 数	
	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件	一般事件	捜査本部事件
平均	5.7日	17.6日	15時間15分	65時間31分	10.1回	41.0回

(注) 被疑者を身柄拘束前にも取り調べた場合は、その日数等を含む。

【図表2】1日及び1回当たりの平均取調べ時間等

	一般事件	捜査本部事件
1日当たりの平均取調べ時間	2時間41分	3時間43分
1日当たりの平均取調べ回数	1.8回	2.3回
1回当たりの平均取調べ時間	1時間31分	1時間36分

罪種別に見ると、被疑者の取調べの日数、時間及び回数は図表3のとおりである。

一般事件については、平均取調べ日数、時間及び回数は、多いものから順に、「凶悪犯」、「知能犯」、「窃盗犯」、「特別法犯」、「その他刑法犯」となっており、平均取調べ時間が最も長い「凶悪犯」では25時間25分に上り、最も短い「その他刑法犯」でも12時間49分であった。

捜査本部事件については、いずれの罪種においても、平均取調べ日数は17日前後、平均取調べ回数は40回前後、平均取調べ時間は60時間以上と、一般事件を大きく上回っている。

これらの結果から、身柄事件の被疑者の取調べは、どのような罪種でも一定の時間をかけて行われているところ、凶悪犯のように重大な事件においては取調べ時間が長くなる傾向があり、特に捜査本部事件では、一般事件に比べ格段に長い取調べが行われていると考えられる。

【図表3】罪種別の取調べの日数、時間及び回数

	罪種	被疑者数	取調べ日数		取調べ時間		取調べ回数	
			平均	最多	平均	最長	平均	最多
一般事件	凶悪犯	26人	9.2日	21日	25時間25分	75時間33分	18.2回	46回
	知能犯	47人	7.5日	17日	20時間4分	66時間6分	12.2回	31回
	窃盗犯	90人	5.5日	18日	16時間7分	64時間56分	9.5回	31回
	その他刑法犯	103人	4.9日	14日	12時間49分	64時間32分	8.6回	37回
	特別法犯	131人	5.0日	20日	12時間55分	70時間29分	9.3回	66回
捜査本部事件	殺人	61人	17.8日	26日	65時間37分	114時間41分	40.7回	70回
	強盗殺人	17人	17.3日	22日	67時間2分	101時間31分	43.5回	66回
	傷害致死等	8人	16.6日	20日	61時間34分	81時間38分	38.4回	50回

(注1) 一般事件の罪種は、犯罪統計の分類に従った。

(注2) 「その他刑法犯」は、「粗暴犯」、「風俗犯」等、「凶悪犯」、「知能犯」、「窃盗犯」以外の全ての刑法犯である。

(注3) 捜査本部事件の「傷害致死等」には、傷害致死のほか逮捕監禁致死を含む。

## 2 自白の時期、契機等

### (1) 自白の時期

第1の1及び2の調査の対象となった被疑者の自白の時期は図表4のとおりであり、図表5は自白状況別の平均取調べ時間を、図表6は取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者が当初否認していた理由として、被疑者の言動等から取調べ官等が挙げたものである。

一般事件の被疑者のうち、終局処分等の時点で自白していた者は340人(85.6%)であり、そのうち、取調べ開始初日に自白した被疑者は279人(70.3%)、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者は61人(15.3%)であった。また、終局処分等の時点においても否認や黙秘をしていた被疑者は57人(14.4%)であった。

一般事件の平均取調べ時間を見ると、終局処分等の時点で自白していた被疑者の全体では14時間49分であったところ、そのうち、取調べ開始初日に自白した被疑者では13時間24分であったのに対し、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者では21時間13分、終局処分等の時点で否認や黙秘をしていた被疑者では17時間51分であった。

一般事件で、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者が当初否認していた理由として被疑者の言動等から取調べ官等が挙げたものは、自己の将来に対する不安が39.3%、刑を恐れることが31.1%、家族のことが心配であることが13.1%、

共犯者の存在が23%、外部からの圧力が1.6%であった。

なお、罪種別に見ると、一般事件の終局処分等の時点で自白していた者の割合（自白率）は、高いものから順に「窃盗犯」は92.2%、「特別法犯」は88.5%、「知能犯」は87.2%、「その他刑法犯」は80.6%、「凶悪犯」は65.4%であった。

他方、捜査本部事件の被疑者のうち、終局処分等の時点で自白していた被疑者は57人（66.3%）であり、そのうち、取調べ開始初日に自白した被疑者は48人（55.8%）、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者は9人（10.5%）であった。

捜査本部事件の平均取調べ時間を見ると、終局処分等の時点で自白していた被疑者の全体では64時間41分であったところ、そのうち、取調べ開始初日に自白した被疑者では61時間24分、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者では82時間11分、終局処分等の時点で否認や黙秘をしていた被疑者では67時間10分であった。

捜査本部事件で、取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者が当初否認していた理由として被疑者の言動等から取調べ官等が挙げたものは、刑を恐れることが66.7%、自己の将来に対する不安が33.3%、家族のことが心配であることが22.2%、共犯者の存在と外部からの圧力がそれぞれ11.1%であった。

なお、罪種別に見ると、捜査本部事件の終局処分等の時点での自白率は、高いものから順に「傷害致死等」は87.5%、「殺人」の65.6%、「強盗殺人」は58.8%であった。

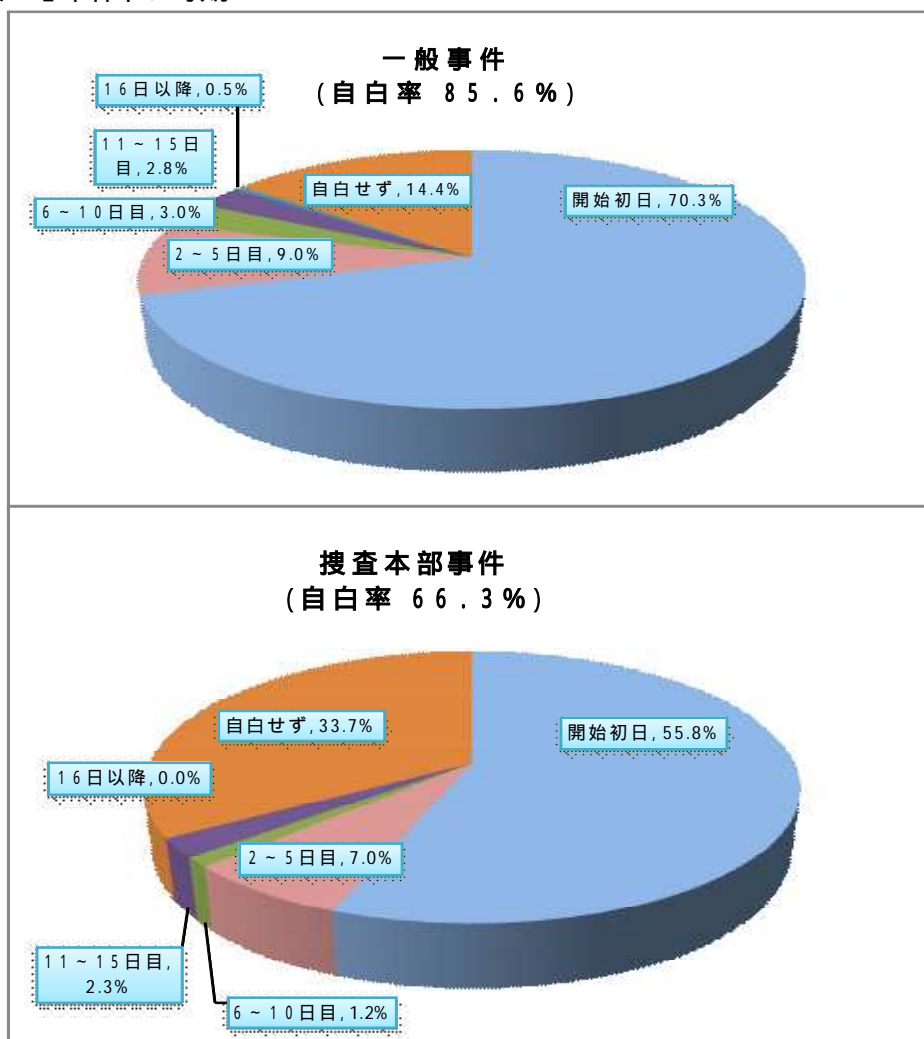
これらの結果から、一般事件及び捜査本部事件の双方で、終局処分等の時点で自白していた被疑者のうち、多くの被疑者が取調べ開始初日に自白した一方で、取調べ開始後2日目以降に自白し、又は終局処分等の時点で否認や黙秘をしていた被疑者が一定数存在し、これらの被疑者については、取調べ開始初日に自白した被疑者に比べて取調べ時間が長くなっていることが明らかとなった。また、当初否認していた理由としては、自らが犯した罪の刑を恐れたためというものと自己の将来への不安であると見ている取調べ官等が多いことが分かった。

さらに、一般事件と捜査本部事件の双方で、他の罪種に比べて法定刑の重い罪種の事件において自白率が低かったことから、重大な事件では相対的に自白が得られにくいとも考えられる。

加えて、取調べ開始初日に自白した被疑者の平均取調べ時間を見ると、被疑者が自白をした後にも相当の長さの取調べが行われていることから、取調べは単に自白獲得のみを目的として行われているのではなく、事件の真相を解明するため、被疑者が自白をした後も、自白内容を裏付ける様々な関連事実、犯行の動機や背景事情等を聴取するためにも行われているものと考えられる。

（注）この調査において自白とは、被疑者が犯罪事実の大筋を認める供述をし、その供述が被害状況、客観的証拠等と一致していることをいう。

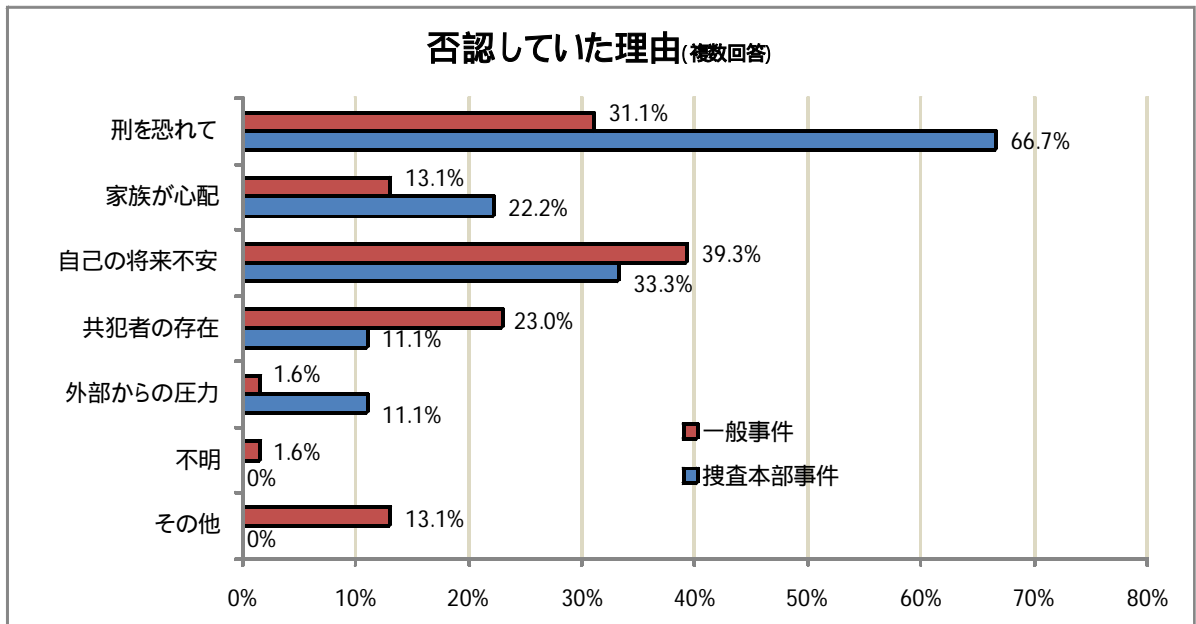
【図表4】自白の時期



【図表5】自白状況別の平均取調べ時間

	被疑者数	平均取調べ時間
一般事件全体	397人	15時間15分
自白事件	340人	14時間49分
開始初日	279人	13時間24分
2日目以降	61人	21時間13分
否認・黙秘	57人	17時間51分
捜査本部事件全体	86人	65時間31分
自白事件	57人	64時間41分
開始初日	48人	61時間24分
2日目以降	9人	82時間11分
否認・黙秘	29人	67時間10分

【図表6】取調べ開始後2日目以降に自白した被疑者が否認していた理由



(2) 自白の契機

終局処分等の時点で自白をしていた被疑者について、その自白の契機となったものとして、被疑者の言動等から取調べ官等が挙げたものは図表7のとおりである。

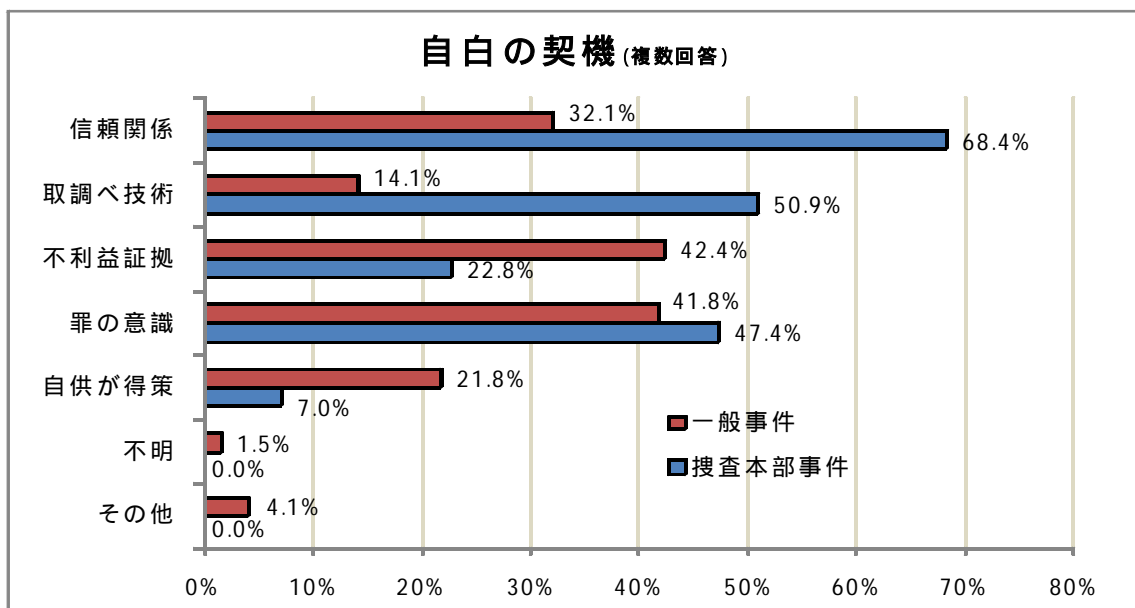
一般事件の自白の契機については、多い順に、自分に不利益な証拠が強固であるとの認識とするものが42.4%、罪の意識からとするものが41.8%、取調べ官との信頼関係からとするものが32.1%、情状への悪影響から自供した方が得策と考えてとするものが21.8%、説得力のある取調べ技術とするものが14.1%であった。

捜査本部事件の自白の契機については、多い順に、取調べ官との信頼関係からとするものが68.4%、説得力のある取調べ技術とするものが50.9%、罪の意識からとするものが47.4%、自分に不利益な証拠が強固であるとの認識とするものが22.8%、情状への悪影響から自供した方が得策と考えてとするものが7.0%であった。

これらの結果から、一般事件では、犯した罪の意識と不利益な証拠が強固であるとの認識が自白の契機となったと見られるものが多く、取調べにおいて客観的証拠を示し、また、犯した罪の大きさについて認識させることによって被疑者が自白に至るという例が多いものと考えられる。また、取調べ開始初日に自白する割合が7割であるなど自白の時期が早いにもかかわらず、3割前後の取調べ官が自白の契機として信頼関係を挙げていることが分かる。他方、捜査本部事件では、一般事件に比べ、不利益な証拠が強固であるとの認識から自白したと見られるものの割合は相対的に低く、取調べ官との信頼関係や説得力ある取調べ技術により自白したと見られるものの割合が高くなっていることから、客観的な証拠を示すだけではなく、被疑者の心情に訴えかけることによって、自白を促しているもの

とうかがわれる。

【図表7】 自白の契機



(注)「信頼関係」は、取調べ官との信頼関係から自白に至ったとするもの。

「罪の意識」は、被疑者自身の罪の意識から自白したとするもの。

「取調べ技術」は、説得力ある取調べ技術により自白したとするもの。

「不利益証拠」は、被疑者が自分に不利益な証拠が強固であり、否認等をしても意味がないと考え、自白したとするもの。

「自供が得策」は、否認等を続けることによる情状への悪影響から、自供をした方が得策であると考えて自白したとするもの。

### 3 被疑者の取調べによる重要な証拠の発見等

第1の2の調査における捜査本部事件(56事件)のうち、被疑者の取調べによって、重要な証拠の発見等ができたものの内訳は、図表8(複数回答あり)のとおりである。

具体的には、被疑者の取調べによって、死体を発見することができたものが5件(8.9%)、凶器等の犯行用具を発見することができたものが26件(46.4%)、被害品等証拠物を発見できたものが10件(17.9%)、共犯者を解明することができたものが9件(16.1%)であった。

なお、56事件のうち、これらのいずれかに該当するものは32件(57.1%)であった。

【図表 8】被疑者の取調べによる重要な証拠の発見等

	死体	凶器等の犯行用具	被害品等証拠物	共犯者を解明	左記いずれかに該当
事件数	5件	26件	10件	9件	32件
	8.9%	46.4%	17.9%	16.1%	57.1%

### 第3 被疑者以外を含む取調べの調査結果

#### 1 取調べの回数

##### (1) 取調べの回数（全体）

第1の3の調査に係る全ての取調べの内訳は図表9のとおりである。

調査対象警察署においては、被疑者の取調べが7,802回実施され、そのうち身柄事件の被疑者は5,852回、任意事件の被疑者は1,950回であり、被疑者以外の取調べは5,411回であり、全ての取調べの合計は13,213回であった。

この結果に基づき、過去3年間の平均検挙件数を勘案して、全国における1年間の取調べ回数の推定値を計算したところ、被疑者の取調べは年間約180万回、被疑者以外の取調べ回数は年間約124万回で、合計は年間約304万回であった。

これらの結果から、警察においては、膨大な回数の取調べが行われており、その約6割は被疑者の取調べであって、そのうち約8割は身柄事件の被疑者の取調べであった。

【図表 9】取調べの回数

	被 疑 者			被疑者以外	合計
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計回数	7,802回	5,852回	1,950回	5,411回	13,213回
年間全国推定値	約180万回	約135万回	約45万回	約124万回	約304万回

(注) 年間全国推定値は、調査対象警察署における調査結果に基づき、全国の過去3年間の平均検挙件数と、調査対象警察署の過去3年間の平均検挙件数の比を用いて計算した推定値である。

① 全国の過去3年間の平均検挙件数・・・627,967件

② 調査対象警察署の過去3年間の平均検挙件数・・・35,598件

##### (2) 供述調書を作成した取調べの回数

被疑者及び被疑者以外の者に対する全ての取調べ(1)参照)のうち、供述調書を作成したものの内訳は図表10のとおりである。

被疑者の取調べのうち、供述調書が作成された取調べ回数の合計は3,876回

(49.7%)で、そのうち身柄事件の被疑者では2,727回(46.6%)、任意事件の被疑者では1,149回(58.9%)であり、被疑者以外の取調べでは1,255回(23.2%)であった。被疑者と被疑者以外の者に対する全ての取調べのうち、供述調書が作成された回数の合計は、5,131回(38.8%)であった。

この結果に基づき、(1)と同様の方法により、全国における1年間の供述調書を作成した取調べの回数の推定値を計算したところ、被疑者の取調べでは年間約89万回、被疑者以外の取調べでは年間約29万回で、合計で年間約118万回であった。

これらの結果から、警察においては、取調べでは必ず供述調書を作成するものではないが、膨大な数の供述調書が作成されており、被疑者の取調べの約5割で供述調書を作成していると考えられる。

【図表10】供述調書を作成した取調べの回数

		被 疑 者		被疑者以外	合計
		身柄事件	任意事件		
取調べ合計回数	7,802回	5,852回	1,950回	5,411回	13,213回
供述調書作成 取調べ合計回数	3,876回	2,727回	1,149回	1,255回	5,131回
	49.7%	46.6%	58.9%	23.2%	38.8%
年間全国推定値	約89万回	約63万回	約26万回	約29万回	約118万回

## 2 取調べの時間

被疑者及び被疑者以外の者に対する全ての取調べ時間の内訳は図表11のとおりである。

被疑者の取調べ時間は12,069時間で、そのうち身柄事件の被疑者では8,988時間、任意事件の被疑者では3,081時間であり、被疑者以外では5,498時間であった。被疑者と被疑者以外の者に対する全ての取調べ時間の合計は17,567時間であった。

1回当たりの被疑者の平均取調べ時間は1時間33分で、身柄事件の被疑者では1時間32分、任意事件の被疑者では1時間35分、被疑者以外では1時間であった。

この調査結果に基づき、1(1)と同様の方法により、全国における1年間の取調べ時間の推定値を計算したところ、被疑者の取調べは約278万時間、被疑者以外の取調べは約126万時間であり、合計で約404万時間であった。

これらの結果から、警察においては、取調べには膨大な時間が費やされており、その約5割は身柄事件の被疑者の取調べであることが分かる。また、身柄事件と任意事件の被疑者の1回当たりの平均取調べ時間には大きな差はないことが分かる。

【図表11】取調べの時間

	被 疑 者		被疑者以外	合計	
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計時間	12,069時間	8,988時間	3,081時間	5,498時間	17,567時間
1回の取調べ平均時間	1時間33分	1時間32分	1時間35分	1時間0分	1時間19分
年間全国推定値	約278万時間	約207万時間	約71万時間	約126万時間	約404万時間

### 3 取調べの場所

取調べの場所別の取調べ回数の内訳は図表12のとおりである。

被疑者及び被疑者以外の者に対する全ての取調べについて見ると、その取調べ場所は、多い順に、警察本部や警察署の取調べ室が8,459回（64.0%）、警察施設以外の施設、警察車両内、屋外等が1,980回（15.0%）、交番や駐在所が1,932回（14.6%）、その他の分類に含まれない警察施設（相談室等）が670回（5.1%）、警察署の会議室が172回（1.3%）であった。

被疑者の取調べを見ると、取調べ室における取調べが7,372回（94.5%）と最も多く、身柄事件の被疑者に限定すると、警察本部や警察署の取調べ室における取調べは5,722回（97.8%）に上った。他方、任意事件の被疑者の取調べを見ると、交番や駐在所で79回（4.0%）、警察署の会議室で54回（2.8%）、その他の警察施設で95回（4.9%）、警察施設以外の施設等で72回（3.7%）と、取調べ室以外の場所における取調べが一定程度存在した。

被疑者以外の取調べを見ると、取調べ室における取調べが1,087回（20.1%）であったのに対し、交番や駐在所で1,850回（34.2%）、警察署の会議室で117回（2.2%）、その他の警察施設で532回（9.8%）、警察施設以外の施設等で1,825回（33.7%）と、交番や駐在所又は警察施設以外の場所で取調べが行われることが多かった。

これらの結果から、警察においては、被疑者の取調べの大部分は取調べ室で行われている一方、取調べ室以外の交番や駐在所、警察施設以外の施設等の様々な場所においても、相当数の取調べが行われていることが分かる。

【図表12】取調べの場所

	被 疑 者			被疑者以外	合計
	身柄事件	任意事件			
取調べ合計回数	7,802回	5,852回	1,950回	5,411回	13,213回
取調べ室	7,372回	5,722回	1,650回	1,087回	8,459回
	94.5%	97.8%	84.6%	20.1%	64.0%
交番・駐在所	82回	3回	79回	1,850回	1,932回
	1.0%	0.1%	4.0%	34.2%	14.6%
署内会議室	55回	1回	54回	117回	172回
	0.7%	0.0%	2.8%	2.2%	1.3%
その他警察施設	138回	43回	95回	532回	670回
	1.8%	0.7%	4.9%	9.8%	5.1%
警察施設以外	155回	83回	72回	1,825回	1,980回
	2.0%	1.4%	3.7%	33.7%	15.0%

(注) 「取調べ室」は、警察本部や警察署の取調べ室である。

「交番・駐在所」は、交番や駐在所の事務室等である。

「署会議室」は、警察署の会議室である。

「その他の警察施設」は、「取調べ室」、「交番・駐在所」及び「署内会議室」以外の警察施設における取調べであり、例えば、警察署の相談室、少年補導室等である。

「警察施設以外」は、警察施設以外の施設、警察車両内、屋外等であり、例えば、拘置所、少年鑑別所、病院、宿泊施設、被害現場等である。